

# いじめ防止基本方針

令和4年度

浜松市立双葉小学校

## 1 はじめに

いじめを受けている人間は、誰にも相談できず、また、誰からも救いの手を差し伸べられることなく一人で苦しみ、じっと耐えている場合が多い。子供（人）は、いじめられている自分の姿を見られることや自分に降りかかった問題を他者に解決してもらうことを恥ずかしいとさえ感じるものである。その一方で、いじめている側は、醜く酷いことをしていることに気付かず、周りを巻き込みながらいじめをエスカレートさせていく。

いじめは、人格を深く傷つけ、その後の人生においても容易に解消されるものではないため、絶対に許されるものではない。

本校では、いじめを察知した際、「ただちにいじめ解消への行動を起こし、いじめに苦しんでいる子供に、大人の保護下にあるという安心感をもたせる」ことを最優先にしている。

いじめは、学校のみならず、人間が集団で生活する場では、事の大小にかかわらず、必ず起こり得るものであることを深く心にとどめなければならない。そして、子供が安心して自分らしさを発揮し、生活・学習できる環境をつくるため皆で知恵を寄せ合いたい。

## 2 いじめ防止等のための基本方針

### (1) いじめの定義

いじめとは、「学校に在籍する児童または生徒（以下、「児童等」という。）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条より

### (2) いじめの理解

#### ① いじめの態様

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ・ 軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的なものではなく、被害者の「いじめを受けた子供の立場」（主観主義）に立つことが必要である。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要である。

#### ② いじめの構造

いじめは、単にいじめられる者「被害者」といじめる者「加害者」との関係だけではなく、集団の四層構造で捉える必要がある。

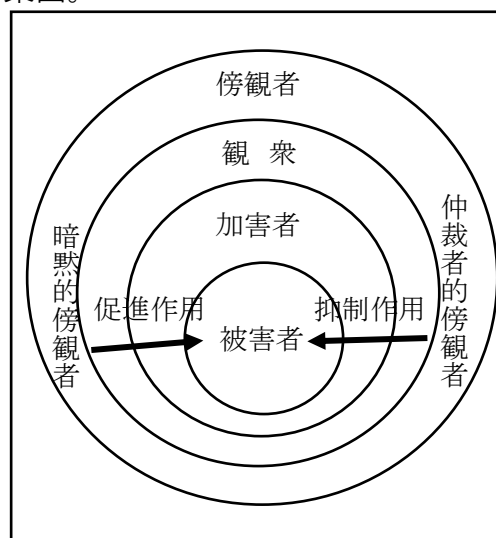
「観衆」は自分で手を出さないが周りで面白がりはやし立てて、いじめを積極的

に容認し、「加害者」に荷担していると思われる集団。

「傍観者」は、「いじめを見て見ぬふりをして黙認し指示する役割になる場合」と、「いじめを批判的に捉え、軽蔑し、仲裁者の役割を果たし抑制効果を生み出す場合」がある。このことから、学校や学級集団の中で、批判的な部分を多数派にして、その発言力を強くしていくことが、いじめの深刻化を防ぐ有効な対策となる。

このいじめの構造をしっかりと認識し、その上で、教室全体に、「いじめを許容しない雰囲気」を形成する学級経営を行うことが大切である。

(引用：森田洋司『いじめとは何か』2010)



### 3 いじめ防止等のための対策

#### (1) いじめ防止に取り組む構え

いじめは、決して許されることではない。しかし、どこでも、誰にでも起こり得る問題である。いじめのない社会にするために、また、いじめを「しない させない ゆるさない」子供を育てるために、厳しく温かい心で子供たちを見守るとともに、以下の点を念頭に置き、職員総掛かりで、未然防止、早期発見、早期対応の対策を講じていく。

- 「いじめはどの子供にも、どこでも起こり得る問題である」という認識を持つ
- 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む
- 小さなサインを見逃さず、子供や保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢を持つ
- いじめられている子供の立場に立って考え、初期段階から組織的に対応する
- 日頃から子供や保護者、地域との信頼関係の構築に努める
- 子供間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて取り組む
- 子供同士の望ましい人間関係に根ざした温かな集団づくりに努める

#### (2) 組織

##### ①「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うために組織する。

##### ア 構成員

校内・・・全職員

校外・・・SC、SSW、PTA会長、自治会長、主任児童委員

##### イ 委員会の取り組み

- ・いじめ未然防止、早期発見、早期対応に関する企画や実施
- ・いじめ問題について、経過や現状、それらへの対応や指導等についての情報を共有し、対応等について協議する。
- ・取り組みが計画通り進んでいるかどうかのチェックや効果・成果の検証
- ・職員や保護者、地域の方々によるいじめ防止推進のための広報、研修活動等の推進
- ・基本方針の見直しや改善

##### ウ 会議の開催日

- ・生徒指導委員会と兼ねて開催する。
- ・緊急の事態が生じた場合には、必要に応じて開催し、全職員で共通理解をし、問題の対応にあたる。

## ②「初期対応チーム」

実際にいじめの兆候を発見した時は、校長の指導のもと「いじめ対策コーディネーター」が中心となって、対策チームを立ち上げる。校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめコーディネーター、養護教諭、児童の学級担任、学年団主任で役割を分担し、いじめの解消に向けて、組織的に対応する。

## (3) 未然防止

### ① いじめが起こりにくい集団作り

#### A 教職員と子供との信頼関係づくり

教職員と子供との信頼関係は、確かな子供理解を基盤にして、教職員が一人一人の子供に積極的に関わり、その子のよさや可能性を認める姿勢を持つ。

- 子供への理解を深めるためには、子供のよさや可能性、行動や心情の変化、その背景などに目を向ける。
- どの子供にも関心を持って公平に接し、一人一人を尊重した姿勢や態度で接する。
- 日頃から子供たちの学校生活の様子に目を配り、よい表れやよい行動を積極的に拾い上げ、認め、褒めることを心掛ける。
- 悩みや不安を抱える子供には、その子の心情に共感的に関わり、自らの力で解決できるように助言や援助に努め、安心感、信頼感を築いていく。

#### B 子供同士の望ましい人間関係づくり

子供同士の望ましい人間関係を築き、どの子供にとっても安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

- 協働的、体験的な活動を通して、喜びや悔しさなどを共感し合う場や機会を意図的・計画的に設定し、自他の理解を深め、互いに尊重し合う関係を築くようにする。
- 「心を育てる授業」を各教科、領域を通して行い、授業での誤った発言や異なる意見、「分からない」といった思いを大切に扱い、そこから学ぶ姿勢や態度を育てていく。
- 一人一人の役割や活動の場を設定して、実績や成果だけでなく、取り組む姿勢や努力を互いに認め合い、たたえ合う雰囲気づくりを大切にする。
- 子供たちが主体的に学級や学校の問題を解決する場を設定して、正義を大切に、助け合って課題を解決する自治的な集団を育てるように心掛ける。
- 朝の会や授業、学校行事等において発達支援学級の友達と活動したり、縦割り活動(なかよし活動)を通して異年齢による集団で活動したりすることを通して、人間関係の深まりを育てる。
- ピアサポートを通して、子どもたちのかかわり合いや分かり合おうとする気持ちを高める。
- 「よいことみつけ」を学級の実態に応じて、学期に1回以上は行う。

### ② 子供自らがいじめについて考える場や機会の設定

#### A 自己の生き方についての考えを深める「特別な教科 道徳」の充実

様々な道徳的価値がいじめに関連している。道徳の授業では、資料を通して、一つ一つの道徳的価値について自己への問いかけを深められるようにする。特に、内容項目「善悪の判断、自律、自由と責任」「親切・思いやり」「相互理解・寛容」「生命の尊さ」を重点とし、「思いやりを持ち、自分だけでなく周りの人も大切だと考えることができ、自分の行動を律することができる子供」を育てていくことを通していじめについて考える機会とする。

## B 集団の自治能力を高める学級活動、児童会活動の展開

日常生活などとの関連を図り、子供が主体的にいじめについて考えるとともに、子供自らがいじめをなくそうとする活動の場を設定する。

## C 情報モラル等の指導

最近特に目立つのは、インターネットの掲示板やブログ、携帯のメールなどによるいじめである。インターネットの掲示板やブログへの書き込みは、匿名性があることを悪用して誹謗中傷や、出会い系サイトに実名などの個人情報を開示することによる嫌がらせなどが報告されている。そのため、学年の発達段階や実態に応じた情報モラルの指導が必要である。

## ③ 学校・家庭・地域・関係機関の連携

### A 学校内における教職員の連携

- 子供の家庭環境や友人関係、生活の様子、問題行動、発達障害等の情報を教職員間で共有し、子供の実態等を配慮した組織的な指導・支援体制を整える。
- 授業をはじめ諸活動での個や集団のよい表れや努力などを教職員間で情報交換し、全ての職員で全ての児童を見守り、育てる体制作りに努める。
- 年度末から年度始めにおいて、子供の情報や指導の経過、保護者への対応等を確実に引き継ぎ、継続的な指導につなげる。
- 教育相談やいじめ対応等について、全教職員が参加する実践的な校内研修を積極的に実施し、だれもが同様に対応できるようにしておく。

### B 家庭・地域との連携

- 「学校だより」や「学校ホームページ」等を利用し、教育方針や生徒指導方針子供の表れ等の情報を家庭や地域に発信し、教育に対する理解と協力を得る。
- 参観会では、年1回、2学期に道徳の授業公開をする。実施日は、各学級の実態に応じて計画的に行う。
- 参観会の道徳の授業公開では、双葉小学校の重点である「親切・思いやり」に絞って公開する。
- 懇談会、講演会でいじめ問題、情報モラル等を話題にして取り上げ、学校の対策について理解と協力を得るとともに、家庭の教育力を高める。
- PTAの組織や自治会、民生委員、児童委員などと子供の情報を交換するとともに、日頃から連携を深めていく。コミュニティスクール、学校評議員会との情報交換を行っていく。

### C 関係機関との連携

- 教育委員会や児童相談所、警察署等と可能な限り情報を共有するとともに、状況に応じて連携した指導を行う。
- 「遵法教室」や「きまりを理解する講座」、「心を育む講座」など、警察官や専門的な講師を積極的に活用して子供の規範意識の醸成を図る。

#### (4) 早期発見

##### ① いじめのサインを見逃さない

いじめのサインは、いじめを受けている子供からも、いじめている子供の側からも出ている。以下のような視点で、子供一人一人や学級集団を常に注意深く観察する。

##### ○日常の学校生活と比べて、表情や言動に変化がないか注目する

- ・日頃と違う表情（視線に注目）をしていないか。
- ・理由のはっきりしない遅刻や欠席がないか。
- ・落ち着きがない、おどおどしている等の様子。

##### ○他の子供と比べて違った言動や表情に注目する

- ・グループを作るときにいつも最後まで残っている子供がいないか。
- ・友達からの挨拶や言葉かけが少ない子供がいないか。

##### ○学級の雰囲気注目する

- ・学級全体に無気力感が漂っていないか。
- ・一部のボスのな子供を中心に小集団化して、相互の対立や享乐的な雰囲気がないか。
- ・素直に自分を表現しているか。

##### ○特定の子供への対応の違いに注目する

- ・一緒に遊んでいる友達に、異常なほどの気遣いをしていないか。
- ・特定の子供が失敗すると、やじられたり、笑われたりしていないか。

##### ② 早期発見のための3つの手だて

##### ○ 観察

授業だけでなく休み時間等にも声をかけて、子供の様子に注意をはらう。  
また、日常の日記指導等を通しての子供理解に努める。

##### ○ 情報収集

定期的な教育相談や連絡ノートによる家庭連絡等を通して、子供や保護者からの情報を積極的に収集する。毎週月曜に学年団会を行い、他の職員や地域からの情報も大切に  
する。

##### ○ 調査

日常的なアンケートやいじめ予防のための教職員意識調査を活用し、子供の状況  
や教職員の指導方法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげる。

##### ③ 「月末生徒指導報告書」の作成について

子供たちの様子から、実態を把握するために「月末生徒指導報告書」を担当が定期的(4月、6月、9月、11月、1月、3月)に作成する。教師側から見た問題行動や、不登校傾向などから、児童の実態把握に生かす。

##### ④ 「こころの健康アンケート」の実施について

子供たちの心の内を探り、実態を把握するために「こころの健康アンケート」を定期的(5月、7月、10月、12月、2月)に実施する。定期的実施することを通して、自分自身を振り返る機会にもしていく。

## ⑤ 相談しやすい環境づくり

10月の「こころの健康アンケート」の後、担任が全員の児童との面談を行う。子供たちが、職員や保護者へいじめについて相談することは、非常に勇気がいる行為である。また、いじている側から「チクった」と言われて、いじめの対象になったり、さらにいじめが助長されたりする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払う。

### A 本人からの訴えには

- ◇ 「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手だてを講じる。保健室に一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めるとともに、具体的に心身の安全を保証する。
- ◇ 事実関係や気持ちに対して「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴に努める。

### B 周りの子供からの訴えには

- ◇ いじめを訴えたことにより、その子供へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子供たちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを丁寧に受け止める。
- ◇ 「よく言ってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。

### C 保護者からの訴えには

- ◇ 保護者がいじめに気づいた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。
- ◇ 連絡をしていただいたことに対し、誠意を持って対応する。特に、いじめを受けていた子供や、保護者の心痛を共感的に受け止める。そして、事実関係をつかんでいくこと、事実に応じていじめ解消に向けて学校体制で指導していくことを伝え、理解・協力を得る。

## (5) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている子供の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

### ① 初期対応チームの設立

いじめの対応を担任一人だけでやると、解決を遅らせ、事態を悪化させる恐れがある。いじめを認知した、また、その疑いがあった時点で校長、教頭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任に直ちに連絡する。そして、関係職員あるいは全教職員、SSW、SCに周知し、組織的に的確かつ迅速に対応する必要がある。さらに保護者の対応についても誠意を尽くし、問題解決のために信頼関係と協力体制を確立する。

### A 問題対応のための初期対応チームの立ち上げ

- ・ 校長の指導のもと「いじめ対策コーディネーター」が中心となって、初期対応

チームを立ち上げる。学級担任、学年団主任、生徒指導主任、養護教諭などで役割を分担する。

B 具体的な指導や支援の共通理解

- ・ いじめられた子供を徹底して守り、見守る体制を整備する。  
(登下校、休み時間、清掃時間、放課後等)

C 情報を共有し、指導経過を確認

- ・ ミーティングは問題終結まで継続的に行う。

## ② 早期対応のための心得

- ◇ できる限りその日のうちに、複数の教師で対応する。
- ◇ 双方の心のケア、個人情報に配慮する。
- ◇ 客観的事実関係を時系列で記録し、共有化できるようにする。
- ◇ スクールカウンセラーの協力を得て、継続的に声を掛け、見守っていく。
- ◇ いじめられた子供への支援
  - ・ 最も信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意志を伝える。
  - ・ 子供の意志を汲みながら、学校生活の具体的なプラン（席替え、別室登校や登下校の方法、緊急避難的な欠席など）を立てる。
  - ・ 心のケアや登下校、休み時間の見守りなど具体的な安全確保を教職員で分担する。
- ※弾力的な措置を講ずることについては、学校全体、教育委員会、及び保護者と日ごろから十分な共通理解を図っておく。
- ◇ いじめた子供への指導
  - ・ 事態の深刻さを認識させ、いかなる事情があっても、いじめは許されないことを伝える。
  - ・ 安易な謝罪で済ませず、相手の心の痛みを理解させ、自らの生き方をじっくり考えさせる指導をする。
  - ・ いじめに至った要因や背景を踏まえ、継続的に立ち直りに向けた相談活動や指導を行う。
- ◇ 周囲の子供への指導
  - ・ はやし立てたり、見て見ぬ振りをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させる。
  - ・ 勇気ある行動ができなかった自分を見つめ直し、再発を防ぐための具体的な手立てを指導する。
  - ・ 必要に応じて学年団、学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行う。
- ◇ いじめられた子供の保護者への対応
  - ・ 発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
  - ・ 学校の指導方針と具体策を提示して再発防止への協力を要請する。
  - ・ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
  - ・ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。
  - ・ 最後まで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に学校の様子を報告するようにする。
  - ・ 家庭で子供の変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。
- ◇ いじめた子供の保護者への対応
  - ・ 正確な事実関係を説明し、いじめられた子供や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
  - ・ 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
  - ・ 子供の変容を図るために、今後のかわり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
  - ・ 「被害児童、加害児童ともに救う」という学校の姿勢を示し、加害保護者のつらい気持ちに寄り添う。



### ③ 対応の手順

#### A いじめられた子、いじめた子、目撃した子供それぞれから事情を聞く。

##### ○ いじめられた児童本人に複数の教員が事情を聞く。

- ◇ いじめられている児童については、加害児童からの仕返しや再度のいじめに対して、心のケアやさまざまな弾力的措置など、学校が徹底して守り通すという姿勢を本人に伝える。
- ◇ 継続的ないじめの場合は、まず直近の事実を詳細に明らかにする。それが明らかになった後、今までこうしたいじめがいつごろから続いていたか、他の子からもしじめられたことがないかなど全体像を明らかにする。
- ◇ いじめを受けている児童等の心理的圧迫感をしっかりと受け止める。
- ◇ 自分の胸の中に止めて悩み抜いたりせず、ありのままを話すこと、まして自分を傷つけたり、死を選んだりすることは絶対にあってはならないことを、伝える。
- ◇ いじめられた児童への質問は一人の教員が行い、もう一人の教員は記録をする。その際、記録者は、矛盾があれば質問担当の教師に伝え、再度の質問を質問担当の教師が行う。

##### ○ いじめられた児童の友人関係及び目撃した児童等からの情報収集等を通じて、客観的に事実関係の把握を行う。

- ◇ いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童は、徹底して守り通すということを、言葉と態度で強く伝える。
- ◇ できれば複数の教員で対応する。複数教員は、質問担当と記録担当とする。

##### ○ いじめた児童を個別に複数の教員が事情を聞く。

- ◇ いじめを行った児童に対しては、心理的な孤立感・疎外感を与えることがないようにする。
- ◇ 継続的ないじめの場合は、まず直近の事実を詳細に明らかにする。それが明らかになった後、今までこうしたいじめがいつごろから続いていたか、他からもいじめられたことがないかなど全体像を明らかにする。
- ◇ いじめをした原因やいじめをしていたときの気持ち等は、客観的事実の確認が終わった後、聞き取っていく。
- ◇ 一定の教育的配慮の下に、いじめの非人間性やいじめが他者の人権を侵すためであることに気付かせ、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く継続して行う。
- ◇ いじめた児童への質問は一人の教員が行い、もう一人の教員は記録をする。その際、記録者は、矛盾があれば質問担当の教師に伝え、再度の質問を質問担当の教師が行う。

#### B 再度個別に事情を聞き、事実関係に違いがないか正確に把握する。

##### ○ いじめられた児童、目撃していた児童、いじめた児童の話を総合し、事実関係を再度個別に、複数の教員が確認する。

- ◇ 事実関係を明らかにしていく前に、互いに仕返しをしたり、嘘をついたりすることは許されないことを毅然とした態度で伝える。
- ◇ いじめられた児童、いじめた児童、複数の教員で、時間の流れを追って一つ一つ両者に確認する。
- ◇ まず直近の事実を詳細に明らかにする。それが明らかになった後、今まで同じよういじめがいつごろから続いていたか、他の子からもいじめられたことがなかった

かなどいじめの全体像を明らかにする。

- ◇ いじめた児童からいじめられた児童に仕返しが予想される場合は、目撃者についての聞き取りをさらに広げ、次のように、アンケートを実施する。

**○ 両者の聞き取り内容をつきあわせながら、本人たちから事実関係を正確に確認していく。**

- ◇ 事実関係を明らかにしていく前に、互いに仕返しをしたり、嘘をついたりしないことは許されないことを毅然とした態度で伝える。

- ◇ いじめられた児童、いじめた児童、複数の教員で、時間の流れを追って一つ一つ両者に確認する。

- ◇ まず直近の事実を詳細に明らかにする。それが明らかになった後、今までどんないじめがいつごろから続いていたか、他の子からもいじめられたことはないかなどいじめの全体像を明らかにする。

- ◇ いじめた児童からいじめられた児童に仕返しが予想される場合は、目撃者についての聞き取りをさらに広げ、次のように、アンケートを実施する。

**○ はっきりしない点があり、必要な場合は、事実関係をさらに明らかにするために、記名式アンケートを実施する。**

- ◇ いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童には、徹底して守り通すということを、言葉と態度で強く伝える。

- ◇ いじめのアンケートを基に、事実関係究明のためのいじめの態様を明らかにする。

- ◇ いじめの態様別に、さらにアンケートを実施する場合も予想される。（記名式・無記名式はその都度検討する。）

**○ いじめの全体像を捉え、指導計画を立てる。**

- ◇ 聞き取った情報（発生日時、発生場所、内容など）を一元化し、「いじめの背景」「子供の心理」などを含むいじめの全体像を把握してから、これに基づき対策チームで具体的な対応の方針を立てる。

- ◇ いじめられた子供への支援、いじめた子供や周囲の子供への指導、保護者へ説明と協力要請、関係機関や地域との連携を、いつ、誰が、どのようにやるのかを決め、全職員に周知する。

## C 事実関係を確認したうえで、自省、謝罪をさせる。

**○ 事実関係を基に、児童に自省を促す。**

- ◇ いじめをした、いじめをされた原因やそのときの気持ちを自分から述べさせる。

- ◇ 該当児童それぞれに、自省させ相手に伝える。

① 自分がしたことによくなかったこと、まずかったこと

② 相手にしてもらいたくないこと、してもらいたかったこと

③ 相手に対してこれから自分はどうすればよいか、相手に伝えたいこと

- ◇ 児童の成長につながる働き掛けをすることを第一とする。

## D 双方の子供から確認した事実を保護者へ説明する。

※事実関係を伝えることを第一とする。

**○ 事実関係を該当児童に聞くまでの流れを、時系列を追って伝える。**

- ◇ だれからどのように問題を把握したか。

**○ 該当児童から事実関係を聞くときの、学校の初期対応を説明する。**

- ◇ いじめられた児童の聞き取りの方法
  - ・ 複数教員で対応（だれが対応したかを告げる）
  - ・ いじめを告げたことによっていじめられるおそれがあると考えている児童には、徹底して守り通すということを、言葉と態度で強く伝える。
- ◇ いじめた児童の聞き取りの方法
  - ・ 複数教員で対応（だれが対応したかを告げる）
  - ・ いじめた行為だけを責めたり、心理的な孤立感・疎外感を与えたりすることがないように、事実関係を聞き取ることを基本としたことを伝える。

○ いじめた児童、いじめられた児童それぞれに確認しながら順番につかんだ事実をこちらから話し、一つ一つ確認していく。

- ◇ 担任や生徒指導主任等から、つかんだ事実を伝え、保護者に子供から聞いたことと相違ないか、聞きたいことはないか確かめながら、事実関係を明らかにし、双方納得の上で事実確認する。
- ◇ 今までこうしたいじめがいつごろから続いていたか、他の子からもいじめられたことがないかなどいじめの全体像を明らかにしながら、上記の手順で、事実確認をする。

#### E 再度自省をし、みんな（子供、保護者、教師）の気持ちを話し合う。

○ いじめをしているとき、いじめられているときの気持ちを順に話させる。

- ◇ 該当児童それぞれに、自省させ相手に伝える。
  - ・ 自分がしたことよくなかったこと
  - ・ 相手にしてもらいたくないこと、してもらいたかったこと
  - ・ 相手に対してこれから自分はどうすればよいか、相手に伝えたいこと
- ◇ いじめた児童の保護者、いじめられた児童の保護者にそれぞれ思いを話してもらう。
- ◇ 担任やコーディネーター等から順に思いを伝える。
- ◇ 今後、いじめられたり、見かけたりした場合は、すぐに知らせていただくように依頼する。

#### (6) 児童への継続的な支援と再発防止

##### ① 継続的な経過観察による追加支援

- ・ 解決したと思っていたいじめが継続していた」、「いじめる立場が逆転して再発したという事例もある。保護者と連携しながら子供への経過観察を行い、折に触れて必要な指導を継続的に行う。必要に応じて対策会議を再招集して問題の再検討と事後指導の評価を行い、追加支援策を検討する。また、次の学年や進学先への引き継ぎにも配慮する。

##### ② 児童の心のケア

- ・ いじめられた子供の良さを見つけ、褒めたり、認めたりして肯定的にかかわり、自信を取り戻せるように努める。
- ・ いじめられた子供、いじめた子供双方にカウンセラーや関係機関の活用を含め、心のケアにあたる。

##### ③ 再発防止へ向けた指導体制の点検

・一つ一つの事態を契機に、学校全体のいじめに対する予防的な生徒指導体制を見直し、再構築する。

#### 4 重大事態への対処

##### (1) 重大事態のケース

重大事態とは下記のような場合をいう。国や浜松市の「いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、浜松市教育委員会と連携を図りながら対応する。

- いじめにより、子供の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・ 子供が自殺を企図した場合
  - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
  - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
  - ・ 精神性の疾患を発症した場合
  
- いじめが原因で子供が長期の期間、学校を欠席している疑いがあるとき。  
(年間30日程度の欠席を目安とする)
  
- 子供や保護者から、いじめを受けて重大事態にいたったという申し立てがあったとき。

##### (2) 重大事態についての基本的な対応

学校が重大事態を察知したときは、浜松市の「学校現場における心の緊急支援活動マニュアル」に則り対応する。

- 管理職へ正確な情報を迅速且つ確実に伝える。
- 事実関係を明確にするための調査を実施する。 等